

筑紫野市立小・中学校空調設備運用指針

筑紫野市教育委員会教育部教育政策課

令和7年8月

目次

1 はじめに	
(1) 本指針について……………	1
(2) 学校施設における環境負荷低減について……………	1
◇参考◇ デコ活宣言……………	2
2 夏季の空調設備(冷房)の稼働について	
(1) 空調設備(冷房)の稼働期間について……………	3
(2) 空調設備(冷房)の稼働時間について……………	3
(3) 空調設備(冷房)の温度設定について……………	4
(4) 換気について……………	4
(5) カーテンやサーキュレーターなどの活用について……………	4
(6) 健康への配慮……………	5
3 冬季の空調設備(暖房)の稼働について	
(1) 空調設備(暖房)の稼働期間について……………	6
(2) 空調設備(暖房)の稼働時間について……………	6
(3) 空調設備(暖房)の温度設定について……………	7
(4) 換気について……………	7
(5) カーテンやサーキュレーターなどの活用について……………	7
(6) 加湿について……………	7
(7) ストープの活用について……………	8
4 空調設備の操作方法	
(1) 空調設備の使用開始から使用終了時について……………	9
(2) 空調設備の稼働終了の確認について……………	9
5 空調設備の円滑な利用について……………	9
6 空調設備の日常のメンテナンスについて……………	10

1 はじめに

(1) 本指針について

本市においては、夏季の酷暑や、PM2.5、黄砂の飛来及び光化学スモッグ等、さまざまな環境や大気汚染の問題に対応するため、これまでに小中学校の普通教室への空調設備を完了し、令和7年度には特別教室の空調設備の整備を完了することとしています。また、今後、小・中学校の二次避難所としての防災機能強化及び夏季の教育活動の充実のために、体育館への空調整備についても検討を進めている所です。

これまで、平成31年度改訂の「筑紫野市小・中学校空調設備運用指針」に基づき、子どもたちの健康や環境に配慮しながら空調設備を運用してきた所ですが、近年の状況や学校の意見を踏まえ、指針の見直しを行うものです。

(2) 学校施設における環境負荷低減について

空調設備を使用することは、良好な学習環境を提供する一方で、室外機からの排熱によるヒートアイランド現象やエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出など、環境に負荷を与えてしまう側面を持っています。

本市においては、第三次筑紫野市環境基本計画（令和3年4月・令和7年4月見直し）及び筑紫野市地球温暖化対策実行計画（令和3年3月）において、地球温暖化対策と気候変動適応策を推進しているところです。

教育委員会としても、良好な教育環境を提供するという責務を果たすと同時に、地球環境への負荷を低減するような取組を進めています。（照明のLED化や太陽光発電など）

各学校においては、本指針を基に、子どもたちの学びの環境、教職員の働く環境を適切に管理しながら、環境にもやさしい空調設備の使用を学校体制として進めていただくとともに、環境教育への関心を教職員から児童・生徒に、更には家庭・地域に広げ、「脱炭素社会」の実現に向けた取組にご協力いただくよう働き掛けてください。

令和 5 年 8 月 29 日、筑紫野市は「デコ活宣言」を行いました！

「デコ活」とは？

脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と、「活動」・「生活」を組み合わせた新しい言葉です。

2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」実現のため、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしに向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを起こすことを目的とした国民運動のことを「デコ活」といいます。

筑紫野市の「デコ活宣言」

- 1 脱炭素につながる製品、サービス、取組展開を通じて国民の彩り豊かな暮らし（デコ活）を後押しします！
- 2 日々の生活・仕事の中で、デコ活（脱炭素につながる豊かな暮らし）を実践します！



2 夏季の空調設備(冷房)の稼働

(1)空調設備(冷房)の稼働期間について

原則として、6月から10月末までの期間とします。

- ・上記の原則に関わらず、教室内の温度が28℃を超える場合は、空調の稼働を検討して下さい。
- ・期間内であっても不必要な稼働は避け、環境負荷の低減及び光熱費の削減にご協力願います。
- ・PM2.5・黄砂飛来・光化学スモッグ発生時は、適切な対応を取ってください。

学校環境衛生基準(文部科学省)では、教室内の温度は「28℃以下であることが望ましい」とされています。

(2) 空調設備(冷房)の稼働時間について

原則として、次のとおりとします。

①普通教室・特別教室(※1) 授業時間内及び部活動時間内

②管理諸室(※2) 勤務時間内

※1 特別教室とは、音楽室、図書室などをいいます。

※2 管理諸室とは、校長室、職員室、事務室、保健室、給食配膳室などをいいます。

- ・授業時間には、給食指導や学級指導の時間も含まれます。
- ・体育の授業などで教室を使用しない場合は、必ず電源を切るようにしてください。
- ・清掃時間中は稼働しないでください。室内機のフィルターに粉塵が入るなど、故障の原因となる恐れがあります。
- ・補習や保護者懇談会など授業時間外や勤務時間外の空調設備の稼働については、校長または教頭(副校長)の許可のもとに使用して下さい。
- ・気象条件や校舎・教室の状況により、授業開始時間からの稼働では十分な効果が得られない場合は、校長または教頭(副校長)の許可のもと、適切な時間からの稼働により、良好な学習環境を整えるようにして下さい。

(3) 空調設備(冷房)の温度設定について

原則として、教室内の温度を25～28℃程度 とします。

- ・空調設備は、本来、設定温度＝室温となるように、供給する空気を調節していますが、教室の構造等の諸条件により、室温が空調の設定温度よりも高い事例が報告されています。

サーキュレーターやカーテンなどを活用(後述(5)参照)してもなお、室温が高い状況が続く場合には、空調設備の温度設定を下げ、室温を25～28℃に近づけるよう、対応をお願いします。

- ・過度の冷房は、体調を崩してしまう原因となるほか、エネルギーの浪費にもなります。

学校環境衛生管理マニュアル(文部科学省)では、学校における温度に関して、児童生徒に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、夏季では 25℃～28℃程度とされています。

(4) 換気について

- ・教室内の環境保持のため、適宜、戸や窓を開け、十分な換気に努めて下さい。
- ・チョークの使用等で粉やほこりが浮遊する場合は、特に窓を開けて換気に努めて下さい。
- ・休み時間など短時間の換気の際は、空調の稼働を止めないで下さい。
(こまめなオン・オフは消費電力が大きくなることもあるため)

(5) カーテンやサーキュレーターなどの活用について

- ・扉や窓を閉め、状況に応じてカーテン類を閉めることで、外気熱を遮断し、効率よく教室内を冷やすことができ、エネルギーの節減につながります。(照度の確保や特性のある子どもへの配慮などは適宜行って下さい。)
- ・グリーンカーテンや「よしず」の設置など、日射を遮る工夫についても検討ください。(強風時の対策を講じながら適宜行って下さい。)
- ・扇風機やサーキュレーターの活用によって、床にたまりがちな冷気を教室内全体に効率よく循環することができます。また、特定の席に風が連続して当たることを防ぐことができます。

(6) 健康への配慮

- ・学校における空調設備は、子どもたちの適切な学習環境のために設置するものであり、**過度な快適さを追求するものではありません。**

体感温度には個人差があることはもとより、外気温との差によって体調を崩すこともあります。あくまで「室温25℃～28℃程度」を目安に、子ども一人ひとりの体調に十分配慮した運用をお願いします。

- ・プール後や、運動で汗をかいた後などに冷風を受けることによる急激な体温低下に留意下さい。
- ・空調設備の使用にあたっては、温度のみならずその他の環境条件や子どもの健康状態をしっかり観察した上で判断し、衣服による温度調節も含め、適切な措置を講じるようお願いします。



3 冬季の空調設備(暖房)の稼働

(1) 空調設備(暖房)の稼働期間について

原則として、12月から2月末まで とします。

- ・上記の原則に関わらず、教室内の温度が17℃を下回る場合は、空調の稼働を検討して下さい。
- ・期間内であっても不必要な稼働は避け、環境負荷の低減及び光熱費の削減にご協力願います。

学校環境衛生基準(文部科学省)では、教室内の温度は「17℃以上であることが望ましい」とされています。

(2) 空調設備(暖房)の稼働時間について

原則として、次のとおりとします。

①普通教室・特別教室(※1) 授業時間内及び部活動時間内

②管理諸室(※2) 勤務時間内

※1 特別教室とは、音楽室、図書室などをいいます。

※2 管理諸室とは、校長室、職員室、事務室、保健室、給食配膳室などをいいます。

- ・授業時間には、給食指導や学級指導の時間も含まれます。
- ・体育の授業などで教室を使用しない場合は、必ず電源を切るようにして下さい。
- ・清掃時間中は稼働しないでください。室内機のフィルターに粉塵が入るなど、故障の原因となる恐れがあります。
- ・補習や保護者懇談会など授業時間外や勤務時間外の空調設備の稼働については校長または教頭(副校長)の許可のもとに使用して下さい。

(3) 空調設備(暖房)の温度設定について

原則として、教室内の温度を 18℃～20℃程度 とします。

設定温度の上げ過ぎは、体調を崩してしまう原因となり、エネルギーの浪費にもなります。

学校環境衛生管理マニュアル(文部科学省)では、学校における温度に関して、児童生徒に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、冬季では18℃～20℃程度とされています。

(4) 換気について

- ・教室内の環境保持のため、適宜、戸や窓を開け、十分な換気に努めて下さい。
- ・チョークの使用等で粉やほこりが浮遊する場合は、特に窓を開けて換気に努めて下さい。
- ・休み時間など短時間の換気の際は、空調の稼働を止めないで下さい。
(こまめなオン・オフは消費電力が大きくなることもあるため)

(5) カーテンやサーキュレーターなどの活用について

- ・扉や窓を閉め、太陽が出ているときは、カーテン等を開けて室内に日光を取りこみ、教室を暖めることでエネルギーの節減につながります。
- ・状況によっては、サーキュレーター等を活用することによって、天井にたまりがちな暖気を教室全体に効率よく循環することができます。また、特定の席に風が連続して当たることを防ぐことができます。

(6) 加湿について

- ・冬季は教室が乾燥しやすいので、空調設備の稼働時には、濡れタオルを室内に干したり、加湿器を稼働したりするなどの工夫をしてください。
- ・風邪等が蔓延しているときは、特に換気や加湿に留意し、室内が乾燥しすぎないように注意してください。

(7) ガスストーブの活用について

- ・ガスストーブを持つ学校においては、安全に配慮しつつ、原則としてガスストーブの使用を優先してください。
- ・ガスストーブと空調設備を併用する場合は、効率的な運用をお願いします。
例) ガスストーブで教室をある程度温め、その後空調を稼働しガスストーブを切る。
⇒空調の設定温度と室温の温度差を小さくすることで、空調スタート時のエネルギーの消費を抑えることが期待できます。



4 空調設備の操作方法

(1) 空調設備の使用開始から使用終了時について

- ・各教室の出入口付近にリモコンがセットされていますので温度設定を守り電源の「入」「切」を行ってください。
- ・空調設備使用中は、生徒の体調等に十分に配慮し、教職員が必要に応じて運転管理を行ってください。【温度設定・風量・風向調整・運転停止・再開】
- ・最後に退出する職員は、職員室の集中コントロールパネルを確認し、全設置場所について切り忘れがないか確認してください。

(2) 空調設備の稼働終了の確認について

- ・部屋の退室時には必ず、電源を「切＝OFF」にして退出してください。
- ・部屋に誰もいない状態での空調設備の付け放し等は絶対にしないでください。エネルギーの無駄使いにつながり、光熱水費の浪費になります。

5 空調設備の円滑な利用について

公共施設に設置された空調設備類は、多くの人達が機器の操作を行うことなどから、傷みが激しくなり、通常の場合より短命になってきています。機器を大切に使うことは、資源やエネルギーの節約にもつながります。

破損させた場合は、学校にて修理費を負担することになり、また、特定人物による破壊行為に対しては、当該人物(またはその家庭)に修理費を請求する場合があります。

6 空調設備の日常のメンテナンスについて

教室の環境衛生や省エネルギーの観点から、稼働期間中を通してフィルターの清掃をこまめに行ってください。業者による保守点検は年2回ですので、機器を長く維持するためには、こまめな手入れをする必要があります。

また、保守点検業者による年2回の保守点検に伴うフィルター清掃は、下記の室内機のみが対象となっています。それ以外の室内機のフィルターについては稼働期間中のこまめな清掃に加え、シーズン前後にも清掃を行って下さい。

●保守点検業者が保守点検に伴いフィルター清掃を行う室内機(年2回)

- ・GHP 系統の室内機
- ・吉木小学校・山家小学校・山口小学校の普通教室の室内機

故障サインが出た場合は、すぐに保守点検業者に点検及び修理依頼をしてください。【簡易修理は原則学校配当予算】

